

令和7年度第2回滝沢市いじめ防止等対策協議会 会議録

- 1 開催期日  
令和8年1月21日(水) 15時00分～16時35分
- 2 開催場所  
滝沢市役所2階 大会議室
- 3 協議  
 (1) 令和7年度滝沢市小中学校いじめ調査結果について  
 (2) 滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針(改訂案)について  
 (3) その他  
 ・令和7年度滝沢市児童生徒「情報機器の使用に関わるアンケート調査」結果について
- 4 出席委員  
委員18名中13名出席…設置条例第6条第2項に基づき会議成立

	氏名	所属	備考	出欠
1	佐々木 隆宏	盛岡地方法務局 人権擁護課 課長	関係行政機関の職員	出
2	薄木 美由紀	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部地域相談課 課長	関係行政機関の職員	出
3	後藤 秀樹	盛岡西警察署 生活安全課 課長	関係行政機関の職員	欠
4	中屋 豊	盛岡教育事務所 在学青少年指導員	関係行政機関の職員	出
5	小笠原 浩	滝沢市立鶉飼小学校 校長	学校教育の関係者 (小学校長)	出
6	野里 洋介	滝沢市立滝沢南中学校 校長	学校教育の関係者 (中学校長)	出
7	立花 美奈子	鶉飼保育園 園長	学校教育の関係者 (市内幼稚園・保育園長)	出
8	藤倉 浩康	滝沢市PTA連絡協議会会長(R7) (現滝沢東小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (小学校PTA)	欠
9	関 鮎美	滝沢市PTA連絡協議会副会長(R7) (現鶉飼小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (小学校PTA)	出
10	飯岡 竜太郎	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	学識経験者(大学教員)	出
11	紺野 好弘	岩手大学教職大学院 特命教授	学識経験者(大学教員)	出
12	嶋野 重行	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教授	学識経験者(大学教員)	出
13	天間 正継	高橋法律事務所 弁護士	学識経験者(弁護士)	欠
14	山口 淑子	医療法人山口クリニック 理事長	学識経験者(医師)	出
15	紀司 かおり	岩手県立大学社会福祉学部 講師	学識経験者(公認心理師)	欠
16	田貝 和美	岩手県社会福祉士会 社会福祉士	学識経験者(社会福祉士)	出
17	滝田 律子	滝沢市健康こども部 こども家庭センター 所長	本市の職員(関係課)	出
18	柴田 賢一	滝沢市市民環境部 防災防犯課 主任主査	本市の職員(関係課)	欠

5 市出席者  
教育長 太田 厚子  
教育次長 久保 雪子  
教育委員会事務局  
学校教育指導課 参事兼課長 田村 大樹  
同 主幹兼主任指導主事 阿部 弘樹  
同 学校教育専門員 江六前 仁史

6 傍聴人 なし

7 内容

(1) 開会

委員18名中13名の出席。会が成立する旨を報告し開会。

- ・太田教育長より挨拶
- ・飯岡会長より挨拶
- ・委員紹介(次長)

(2) 議題

(次長)

いじめ防止等対策協議会設置条例第5条、第6条により、議長は飯岡会長が務めることとなります。

それでは飯岡会長、よろしく願いいたします。

(議長)

協議に入る前に会議録署名人を指名したいと思います。

本日の会議の会議録署名人につきましては、野里委員と滝田委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに「滝沢市いじめ調査結果」について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

説明。

(議長)

先ほど事務局より「滝沢市いじめ調査結果」について報告がありましたが、ご質問やご意見はございませんか。

件数自体は減ってはいるものの、これからも未然防止等にしっかりと努めていくというお話もございました。

(委員)

滝沢市のいじめの取り組みが成果につながっているなというふうに思いました。

先ほど指導レベルA B C Dの件について詳しく説明いただきましたが、Dの件数が全部ゼロということですので、今年度に限って言えば重大事態がなかったという捉えでよろしいかどうかを教えてくださいたいと思います。

(事務局)

今年度については、指導レベルDはありませんでした。

(委員)

重大事態になる指導レベルはDかと思いますが、指導レベルA Bでも重大事態に繋がることがあるというふうにお考えでしょうか。

(事務局)

その通りだと思います。

指導レベルBで、先生方が介入して指導によって解決が図られたとなっても、実は腑に落ちない、保護者の方々が納得できないことにより、その後の私達の見守りとか声かけがないと、それが指導レベルCやDに繋がることは十分に考えられると思います。

(議長)

他に、委員の皆様からご質問、ご意見、確認したいこと等がありましたらお願いいたします。

(委員)

2点質問させていただきます。

保護者にもアンケートをとったという説明でよろしかったでしょうか。その結果について、教えてくださいたいと思います。

もう一点は、アンケートをとる際に、特に小学生に対して「いじめはこういうことだよ」と十分説明されたかを教えてくださいたいと思います。

(事務局)

保護者のアンケート結果については、今回の資料にお示ししませんでした。若干認識に違いは見られますが、大体子供たちと同じような傾向にありました。

(議長)

それでは、小学校の校長先生として学校での取り組み、または子供たちへの周知について教えていただければと思います。

(委員)

学校としては、いじめは人権侵害であり犯罪で駄目な行為だということを前提に話をした上で、各学級においては「いじめとは何だろう？」というのを4月当初に担任の方から発達段階に応じて説明をしています。友達と生活をする中で、相手が嫌だと感じる行為、例えば友達に嫌な言葉を言うとか、ちょっかいを出したり叩いたり蹴ったりすることはいじめということの説明をしています。その後はその都度それに近いような行為があったときに「こういうことをいじめになる」というような話をして、子供たちには理解を深めるように指導しているというところになります。

(議長)

中学校の方はいかがでしょうか。

(委員)

年2回の生徒総会で「いじめは駄目」という宣言もしております。新生徒会執行部でも、それを最初に確認しております。

また、月1回いじめ調査を生徒向けに行っております。それに出てきた情報は、即対応しております。

(委員)

特に中学生のいじめられた経験があると答えた生徒さんがとても少ない印象があったので、質問させていただきました。

(事務局)

委員の皆様配布している資料の中に、「正義」と「信頼」の学校を目指していますという資料が配付されているかと思えます。

資料には、『「いじめ」とは、他の人から、言われたり、されたりすることが、その人にとって嫌だとか、苦しいとか、感じているとき、友達などからの言葉や行為によって心や身体を傷つけられたと感じているとき、いじめと判断します。また、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることもいじめに関わったことと同じになります。』というふうに記載されております。このリーフレットを使って各学校が説明、指導をしているところでございます。

あわせて、利用につきましては滝沢市民全員に配布しております。また、滝沢市学校教育指導課計画の最終のページに印刷をしており、常にこれを忘れないようにということで学校の方に対応していただいているところです。

(議長)

学校、そして市といたしましても、子供たちにしっかりといじめについて周知をしている、理解させているという取り組みが行われているということでございます。

中学校の方は、確かに人数は実は少ないというのかもしれませんが、これからもこういったいじめの定義に繋ぐ子供たちの立場としての理解というものを促進していくことが大事なことになるかと思います。

他に委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

もし、いじめられたということを担任の先生に報告すると、担任の先生から学年主任の先生に伝えられます。その情報は、その先のどの役職まで伝わるのか。指導レベルによって変わるのか、どういう流れなのかを教えてください。

(議長)

いじめ認知の仕組みですね。

具体的なことがあれば学校からお話いただきたいのですが、いかがですか。

(委員)

まず担任の方にいじめの訴えがあった場合には、必ず生徒指導主事、それから主幹教諭、副校長、そして必ず校長まで上がります。

なので、私のところに必ず何年何組の誰々さんがこういうふうなことを訴えていましたという報告は上がっていきます。

その上で担任にしっかりと聞き取ってくださいとか、あるいはちょっと気になる場合には、管理職としてこういうふうに通じてくださいと指示を出すこととなりますので、必ず上がってくるということ。

それからもう一つ、学校全体で共有するという部分も大事で、月曜日には総務会といって、担任の先生が集まって打ち合わせをする会があるのですが、必ずタブレットにその記録を起こして、何年何組の誰々さんがこういう訴えをしていますということを共有

して、その上でどう対応するかとか、1週間後2週間後にこの子どもになったのかという話を、必ず話題として挙げております。

学校内で共有しながら見守るといった形にはなっているということです。

(委員)

毎日、主任会議を帰りの会の時間帯に開いています。管理職と生徒指導部、あとは教務、そして各学年主任の先生方で一日の振り返りをします。各学年からというところで、もしも気になる生徒とかいじめられたというのがあれば、そこで必ず話が出るようなことになっています。

あとは同時進行で学年の方でも即動していて、もし聞き取りが必要であれば聞き取りとか、そういうのと並行して上がってくるというような、そういうふうな形になっていました。

(議長)

今質問していただいた、この認知に関わる仕組みというのは大変大事な点だと思います。改めてご説明いただきましてどうもありがとうございました。

他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

委員の皆様からもたくさんの質問等いただきましてありがとうございます。

今確認をしました水準を、これからも市としていじめの認知というものを積極的に進めていただいて、早期発見事前防止に努めていただきまして、子供たちのよりよい人間関係の構築に向けて成長を促していただければなと思います。どうぞよろしく願います。

それでは、協議1をここで終わります。

次に、協議2に進みます。「滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針（改訂案）」について協議したいと思います。先ほど委員の皆様からご質問いただいたことにも関わる部分が出てくると思いますので、ぜひ関連させながら活発な意見をお願いいたします。

それではまず事務局より、説明をお願いします。

(事務局)

説明。

(議長)

それでは「令和8年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針（改訂案）」について、今改訂のポイントをお話いただきましたので、これに基づきながら協議して参りたいと思います。

ご意見をお持ち方はいらっしゃいますか。

この基本的方針として公表されるものですので、文言等についても何かございましたら、ぜひご意見をいただきたいと思っております。

学校の立場から見て、今回のこの基本方針についていかがでございましょうか。

(委員)

改訂の中にあります「義務」という言葉については、学校としても非常に大事なキーワードでないかと思っております。

以前、いじめについての対応を求められる時期があったときの出来事です。私が管理職で、保護者からいじめ事案を第一報で聞いたときに、その情報を共有しなかったことや、学校としてどう考えているかという保護者から非常に不信感を抱かれる体験がございました。

その話が担任から報告として上がってきていけば、校内としてしっかりと方針を確認して対応できたのですが、担任レベルで「いや、これはいじめとは考えない」などの判断による対応のまずさという部分を実際に経験しておりますので、しっかり校内で共有してどのように対応するかという部分が非常に大事なことだと感じております。ぜひこういうことはしっかりと残しながら、それをしっかりと実行力のあるものにしていただければいいのかなというふうに感じているところです。

(委員)

今回の改訂に「義務」であるとか、「23条第1項に違反し得る」とか、5番の「単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない」とか、学校にとっては大分厳しい言葉で表現していると感じます。

ただ、やはりそれだけ大切なものであるし、心して我々取り組んでいかなければならないのだろうというのを改めて感じる意味でも、今回の改訂は非常に良いのではないかなと思っております。

気を引き締めて、いじめ防止に取り組んでいきたいと考えております。

(議長)

校長先生方から共有することの大切さ、それから表現は確かに厳しい部分もあるが自分たちのことであるというご意見をいただきました。

事務局、いかがだったでしょうか。

(事務局)

様々なご意見をいただき、表現等につきましても改めてこちらの方も検討させていただいて、今年度の方針をまとめていきたいと思っております。

(議長)

それでは続きまして学校関係者、それから保護者の立場からということでご意見を賜ればと思います。

(委員)

私は、保育園の園児という立場で考えるときに、学校の教育でこのようなリーフレットや指針などを知ることができ、学校に入ってからとかではなくて、保育園の就学前に子供たちの関わりの中から相手を思いやるとか、様々な子供たちとの関わりの中で心を育てるところが大事だなというところを改めて感じたところでした。

保育園の方でも活用できる部分がたくさんあると感じましたので、戻って職員とも共有しながら進めていきたいと思っております。

(議長)

続けて学校運営の専門的な立場からということで、いかがでしょうか。

(委員)

実際に学校運営を行うときには、「いじめの防止等の対策のための組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反し得る」や「単に謝罪をもって安易に解消することはできない」という部分は、具体的に共有していかなければならないことだと意識化する、むしろわかりやすい部分もあるかなと、私は非常に前向きに捉えているところでございます。

4ページにも書かれておりますが、抱え込まずについて、私も訪問しながら校長先生方のところに話をさせていただいておりますが、やはり様々な場面でよく指摘をされるのが個人でフィルターをかけないということの大切さであります。これはいじめには当たらないであろうとか、抱え込む以外のフィルターをかけてはいけないことです。一個人でフィルターをかけずに情報を共有していく、発信していくということの重要性も盛り込まれていると感じたところであります。

研修会に出席させていただいたときに、いじめの危機管理に関して民間の方から「大事な観点は何かと思っておりますか。」とご質問されました。自ら情報を求めに行くということがやはり大事だとおっしゃっていました。民間でも、部署が違ったりとか、あるいは立場が違ったりなどございますが、どうなっていましたかとか、何かありましたかという、自ら情報を求めに行くということがやはり組織とすれば、非常に大事であるとのことでした。教職員については、粗探しではなく補完し合う学校で含めながらさらに広げていければなど思っているところであります。

(議長)

教育行政の立場から、いかがでしょうか。

(委員)

いじめ防止に向けて取り組んでいることがよくわかりました。

5ページの情報モラル教育の充実というところを見ていました。今、SNSでの暴力行為やいじめの動画が拡散しておりますが、そのことについて子供たちはどう考えているのかなと、よくないことだと考えているのか、何か自分もそういう機会があれば撮ってみたいと思っているのか、それは全然良くないことだと思います。

ぜひ、スマホとかそういうもののメディアの使い方については十分気をつけて指導していただきたいと思っております。

いじめられている子供にとって、侮辱罪や棄損罪に当たるということもあると聞いておりますので、この情報モラル教育をどう充実させていくかということが、子供たちのネット上のいじめを防ぐためには先手となる手立てだと思いますので、この部分をしっかり指導していただければということを感じました。

(議長)

保護者の立場からということで、お話いただけますでしょうか。

(委員)

情報モラルについて、私も娘もLINEグループに無理やり友達を通じて入れられてしまったときに、娘本人は嫌だからやめてほしいって言っても、どうしても相手の子はそこまで本気だと受け取ってもらえなかったです。その後、娘はきちんと伝えて、LINEグループから抜いてもらいました。自分は嫌だと思っても周りからグイグイ来られると断りようもないし、防ぎようもない点が少し難しいと思っております。

(議長)

実際にお子さんの話を通じながら、実態はかなり様々なものがきつとあるのだろうなと改めて個人的に感じさせるところでございました。

友達がやっているからとか、自分は本当にしたくないけどという子供たちの悩みがあ

るのだろうと思います。

やはり、共有ということが一つのキーワードだと思います。市の方で取り組まれている先程のご紹介があったリーフレットも全ての子供たち全ての保護者の皆様に共有してみんなで取り組むということは、とても価値あることだと思っています。具体的に、どのように家庭に周知したりしているものなのか、少しその辺を教えていただければありがたいのです。配布の仕方とか配布の場とか機会とか、そういったものの具体的なお話いただければありがたいと思います。

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

それぞれの学校で、情報モラル教育という形で1回に止まらず複数回指導していただいているところだと思います。講師を招いて指導していただいたり、それから学校で独自にというのは学校の中でも思っております。

(議長)

情報モラルについて、どういう場面で指導されているのかということモデルとして挙げていただければと思いますが。

(委員)

大きく二つありまして、時期とすれば夏休み冬休みの長期休業に入る前のところで指導が入ります。

一つは、生徒指導主事からの案内になります。SNSの活用についての動画を学年ごとに撮ったものがあり、それを学級で子供たちに見せながら学級指導する時間を必ず取るというのが一つです。

それからもう一つは、休みに入る前からSNSトラブル防止のため、このリーフレットを使用しています。裏面にSNS使用ルールを記入する欄がありますので、ここを活用して家庭でルールを確認して記入してもらうということ、長期休業前にやっているとことです。

(委員)

本校では、長期休業前に教育の講演会等を定期的にやっております。

ただ、今年度いじめよりSNS関係のトラブルがかなりございました。秋頃から急増しまして、警察の方にも協力していただきながら指導もしていきました。教育の講演会では、改めて警察の方に来てもらって、各学年別に開催しております。

リーフレットももちろんただ渡すだけではなくて、必ず担任の方で触れながら渡すということを徹底しております。

本当にSNSの方で今困っているのが現状です。

(議長)

いじめのこと、そしてSNSの活用についてということで、学校の方でも具体的にしっかりとトラブルの未然防止に向けて具体的に取り組んでいる交流についてお話をいただきました。

ありがとうございます。

それでは、立場を変えまして、人権擁護、福祉関係、警察等の立場からということで、基本方針に関わるご意見を賜りたいのですが、いかがでしょうか。

(委員)

この基本的な方針について、誰に対しての方針であるのか、それからこの方針は誰が目にするものなのかということ、少し教えていただくとありがたいです。

(議長)

それでは、事務局お願いいたします。

(事務局)

この方針につきましては、滝沢市、そして滝沢市教育委員会で策定されたことにより、滝沢市民全員に向けた方針となります。市民の皆様にもご理解いただけるように展開していかなければと思っております。

(委員)

今のお答えを踏まえまして、例えば条文を引用して箱で囲んでいるようなところが何ヶ所か見受けられるところです。例えば1ページに箱が二つあります。また、7ページにも条文を引用して箱で囲んでいるところがあります。私個人とすると、やはり括弧3、6ページ(3)①の部分に条文出てきますので、ここも同じように表現すると、市民の方にはわかりやすいと感じたところです。

(議長)

表現について、事務局の方でご検討いただけますでしょうか。

貴重なご意見ありがとうございます。

(委員)

今回も方針の改正では、情報共有とか報告について盛り込み、深く踏み込んだ内容に

なっておりますが、教職員の皆様が、例えば隠そうと思ってではなくてこれがいじめに当たるのかどうかの判断がつきにくい場合ももしかしたらあるのではないのかなと思いました。

ですので、共有をして先輩や上司の方に報告することで、「それは、やはりいじめだよ」というようにしっかり周りの方が言語化することが大切であると思います。いじめの定義は知っていても、目の前で見たり聞いたりしたことが実際はどれに当てはまるのかを判断するのはなかなか経験のない方だと難しいことだと思いますので、こういった報告を通じて、職場の皆さんの中でフォローし合いながらノウハウやスキルを蓄積していくというようなことにも役に立つのではないかと思います。

(議長)

いわゆる解釈というのは非常に実際難しいからこそ、報告共有というのが大事だということを改めてお話いただきました。

(委員)

私、普段スクールソーシャルワーカーの仕事をしている中で、今回のいろいろな指導方針に関しては、特に6ページの解消に関しては大事な部分だと思いました。実際に関わっていますと、いじめがきっかけで不登校になっている児童生徒さんが結構いらっしゃいます。その時、本人確認、意思確認もやはりできないという現状も中にはあるかと思っています。解消の捉えは課題になっていくと思っています。

あともう一点、このリーフレットにもあったのですが、よく保護者の方で学校に直接相談しづらい方も中にはいらっしゃいます。その時、滝沢市の「すこやかテレフォン」をおそらく活用されているのではないかなと思います。もし参考までに、どのような相談が寄せられているのか差し支えない程度で教えていただければと思います。

(議長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

すこやかテレフォンは相談窓口ということで設定をしております。

いじめの相談はありません。相談件数については、それほど多くはありませんので、市でこの相談窓口があることをきちんと周知していかなければならないと思っております。

(議長)

保護者の方は、学校になかなか相談しにくいという本音があるケースも考えます。今の事務局の方からお話があった周知というものがとても大事だと思ってお聞きいたしました。

ありがとうございました。

それでは、特性を抱えた児童生徒がいじめの増加傾向にあると聞きますが、そういった子供たちにとって、まさにいじめの問題、人間関係の問題でもあります。そういった人との関わりに抱える児童生徒にとっても大きな問題になっている理由もあるのかなと思います。専門的な分野からのお話をいただければと思います。

(委員)

全国的にはこのいじめは増えてきている。しかし、滝沢市の方では減少傾向にあります。20年ほど前から、滝沢市では巡回相談事業に取り組んでいます。専門の先生方2人で各学校を回り、配慮が必要な子供さんたちへの助言や、どのように関わっていくことがよいかの助言を20年間の積み重ねがありますので、どんどん成果として表れてきていると思っておりました。

教育委員会の方でも気になる子供に対しこのような配慮が行き届いており、そのことがいじめの減少に繋がっているのではないかという評価を実際にされているようです。

その発達障害といじめと不登校の関係というのはだいぶ密接に、基本的なデータはそんなに多くはないのですが、現場の先生方やスクールカウンセラーさんに聞いてみますとそういうこともやはりいろいろ関係しているということですので、発達障害の子供は、グレーゾーンの子供も含めて場の雰囲気や空気が読めないこと、集団活動が苦手だと不安を抱えやすいこと、こだわりを持っていること、衝動性があることでどうしても集団の中から排除されやすく、いじめの対象になりやすいような特性を持っております。こういったことを、学校としてのいろんな注意、そういう子供さんたちにいいアプローチをするということを重点的にやってくれているということがあります。学校全体を挙げて、早目早目にお子さんたちの心に寄り添って、そして支援している成果が現れてきていると思っております。今後とも、もっともっと推進していただければだいぶ子供たちにとっても住みやすい学校になっていくのだと考えております。

(委員)

私のところにも受診される方もいます。

不登校をすすめている親御さんの相談には、親子関係をしっかりして支えてあげてく

ださいとお答えしています。

今年受験者が多く、これまで学校で相談しているのかなと思う時がありました。

受験者が先日2人来ました。頭が痛いとか眠れないとかの相談で、睡眠薬をくださいと言われました。

このことは、学校に相談してもいいのですか。

(議長)

事務局、よろしく申し上げます。

(事務局)

教育委員会として、関係機関と連携していきたいと思っておりますので、もし何かございましたら、学校や市教委にご連絡ください。

(議長)

もし何かあれば、学校または教育委員会の方に情報をよせていただければと思います。ありがとうございます。

今の連携ということに関して見れば、こども家庭センターの役割も大事だと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

日頃から校長先生方や先生方にお世話になって、日々連携をさせていただいて子供さんその保護者の支援にあたっているところです。

こども家庭センターとして、母子健康手帳の発行の時期から保護者さんに関わり、こども家庭センターになってからは18歳までのご家庭のご心配なこと、例えば、保護者の心身のこととか、子供たちの体のこととか、家庭の中で支援が必要などに関わる形になっております。全てがいじめの事案ではないのですが、例えば不登校支援などを通じて、保護者の方の心配事を学校とまた違った立場でお話を聞かせていただき連携をして、情報共有をしながら支援にあたっております。その後、子供のアセスメントをしながら、どのような支援が必要なのかというのをお互い役割を持って支援をしているところです。

5歳児健診というのを今年度から始めております。初めての5歳児健診で、まだ幼児ですがSNS・携帯電話によるトラブル防止の資料全ての保護者さんに配らせていただきました。子供の心やいろいろな発達に影響することで2時間以上見せることは禁止されているのですが、守られていない方が本当に多いなと思っております。

保護者の皆様にも全体としてリーフレットを共有しながら、初期の段階にはなりますが何か利益になればいいなというふうに思って聞かせていただきました。

他にはこども家庭センターとしては、こども基本法に則って支援をすることになるので、子供の視点で関わるというのが重要になっていきます。6ページの⑤『いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることができない。』ってところがすごくこの子供の視点に立っていて、非常によいところだと思って聞かせていただきました。いろいろな面で家庭の情報をいただいて、一緒に支援させていただければと思っております。

(議長)

発達障害は、いじめ、不登校に密接な関係があるというお話がございました。

今、それぞれの皆さんからも、やはりこれに関連するそれぞれ相談の機会を子供たちの保護者の方の情報をどのように共有し学校や教育委員会と連携していくのかということとはとても大きいことだと思います。ここにいらっしゃるそれぞれの立場、専門的な部分をそれぞれ自分たちに関わる組織の中でも今日話題になったことをぜひ広げていただきながら、さらに一層滝沢市として連携が充実していけばいいなと思っております。

皆様方に貴重なご意見をいただきました。大変ありがとうございます。

今、委員の皆様からいただいた意見に基づきながら、この基本方針を滝沢市の方でさらに検討していただければと思います。

それでは、議題3に移ります。情報機器の使用に関するアンケート調査について事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

説明。

(議長)

ただいま説明がありましたアンケート調査結果について、ご質問等ございますか。

(委員)

SNSに関しては、先程のいじめの件とも絡みながら、非常に大きな課題であります。学校によっては、メディアバランスという言葉に変えながら地域や保護者の方と協力しながら取り組んでいる学校もございます。

警察のリーフレットを配らせていただきましたが、AIが出てきておまして、簡単に画像上げ、いわゆる一般的な画像動画が悪質な使われ方をされかねないということです。

これはいじめ防止に関わっての話に絡めると、ほとんど学校はかなり力を入れてSNSについてもいじめについても本当に指導しております。警察にも来てもらったり、様々なゲストティーチャーを呼んで話をしたり、あるいは学級活動の時間を使ったり、学年集会を使ったりしながら様々なSNSについてのいじめについての取り扱い、何とかそれを防いでいこうという取り組みをしていることが本当によくわかります。

そういう機運を起こしていかなければならないことを非常に強く感じておりました。

基本方針は、保護者、PTA、地域の方が子供たちに責任をもって対処していかなければならないことを市民に打ち出しているものであると思います。

これは学校だけではなく、社会としてそういった機運を起こしていかなければ良い方向にはいかないのではないかなと思っております。

地域としても社会としても保護者としても、被害者になる、被害者だけじゃなく加害者にもなり得ると公平に子どもをみて、子供たちに当たっていかなければならないと思っております。

(議長)

振り返ってみれば、今ここにお集まりの皆様はそもそも専門のお立場ということもありますが、多くは保護者という立場を持っていらっしゃる方々だと思います。

そういったことについては、私自身も含めて多くのことをどのように見ていくのかということは非常に大きなことですし、これについての共通の理念づくりと機運を高めるといことは、必要なことだろうと思っております。

責任者、例えば保護者のお立場ということで、どうお感じでしょうか。

(委員)

学校のいじめに対して、どこまで保護者が介入していいものなのかの具合もわかりませんし、SNSも、どのアドバイスをしてあげたらいいのか悩みがあります。

(議長)

非常に難しい問題だと思います。先程もお話があった通り、5歳の子供に2時間携帯電話を見せていることが、結局は大人の問題にも大きく関わってくるものですので、皆さん大人として、まず私達がどうSNS等に情報に向き合っていくか、そしてそれを子供たちにどう伝えていくのかということを中心に大きな機運を起こしていかなければならないと思っております。

また、委員の皆様からこのアンケートに関わりながらもご意見ご質問あればお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。

以上で協議を終了します。

委員の皆様からは、たくさんのご質問、ご意見の方いただきました。これに基づきながら、滝沢市全体として、子供たちのために取り組みを進めていただければと思います。

ここで議長の任を終えさせていただきます。

活発な協議ありがとうございました。

(次長)

飯岡会長ありがとうございました。

### (3) 閉会

(次長)

長時間にわたり、熱心なご協議ありがとうございました。

最後に、太田教育長よりご挨拶申し上げます。

(教育長)

飯岡会長、本当にたくさんのお意見を皆様から出していただくよう進行してくださいまして、本当にありがとうございます。

滝沢市教育委員会といたしましても、明るく賢くたくましい子どもたちの育成のために、そして、子供たちにとってまさに義務教育段階というのは生涯に渡って生きて働く力を身に付けていく土台作りの時期でもあります。まさにその期間というのは、人間関係作りを学ぶ時期でもあります。

いじめに限らず、本当に子供たちのための学校生活、それから地域生活や社会生活の中で、どのような関わり合いを人と繋ぎながら生きていくのかというのを学び、貴重な時間を私達は共有しているのだと思います。

今日お集まりいただきましたそれぞれの団体の皆様からの、社会全体として子供を見ていくかという考え方というのを協議することができたと思います。

ますます私達にとって子供の教育をどうしていくか、関わりをどうしていくかということと共に考えながら、これからも進めてまいりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

(次長)

それでは、以上をもちまして、第2回いじめ防止等対策協議会を終了いたします。  
本日は誠にありがとうございました。  
お帰りの際は、お気をつけてお帰り下さい。